

広島県及び同県所在の市町村等向け入札談合等関与行為防止法等研修
会の開催について

令和3年3月2日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所中国支所

入札談合の防止を徹底するためには発注機関側の取組が極めて重要であることから、公正取引委員会は、これまで、発注機関向け研修会を開催するとともに、発注機関が実施する職員向け研修会に講師を派遣して、入札談合等関与行為防止法及び独占禁止法に関する説明等を行ってきています。

このたび、この取組の一環として、下記のとおり、発注機関向け研修会を開催することとしました。

記

1 日時 令和3年3月9日（火） 10：30～12：00
13：30～15：30

2 場所 広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎第1号館附属棟2階共用大会議室

3 議事次第

- (1) 入札談合の防止に向けて（入札談合等関与行為防止法及び独占禁止法の説明）
- (2) 質疑応答

※ 発注機関のうち地方公共団体の職員を対象に、同職員が各種の施策・事業を検討・実施する際に留意すべき競争政策及び独占禁止法の考え方を示した「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」の説明も行います。

4 参加予定者 広島県及び同県所在の市町村等の職員（事前登録制）

※ 本研修会は、カメラ撮影（冒頭のみ）及び傍聴取材が可能です。取材を御希望の報道機関におかれましては、研修会前日までに、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、取材の際には、「マスクの着用」及び「入室時の手指消毒の実施」について御協力をお願いします（発熱、空咳、倦怠感や喉の痛みなどの症状がある場合には取材を控えてください。）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所中国支所 総務課 電話 082-228-1501（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/

参考

【令和元年度の研修会の実施状況】

公正取引委員会の担当部署	研修会	
	公取委主催	講師派遣
本局	5回	80回
北海道事務所	9回	10回
東北事務所	2回	41回
中部事務所	1回	49回
近畿中国四国事務所	2回	33回
近畿中国四国事務所中国支所	2回	23回
近畿中国四国事務所四国支所	3回	19回
九州事務所	4回	44回
内閣府沖縄公正取引室	4回	5回
小計	32回	304回
合計	336回	